

協働環境委員会資料
令和4年2月2日提出

第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画 (素案)

2022年(令和4年)__月

飯 塚 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われています。人類は、二度にわたる世界大戦の経験を踏まえ、1948年(昭和23年)第3回国際連合総会において、今日の基本的人権の考え方の基礎となる世界人権宣言を採択しました。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、幸福な生活を営むために欠かすことができない固有の権利であって、将来にわたって保障されるべき権利です。そして、日本国憲法は、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、個人の尊重と生命、自由及び幸福追求、法の下での平等など、さまざまな人権を保障しています。

国では、日本国憲法のもとで「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、2000年(平成12年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。その後、同法に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、さまざまな人権問題についての教育・啓発の推進が図られてきました。また、福岡県においても1998年(平成10年)に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」、2003年(平成15年)には「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定されました。

これら国の計画や県の指針に基づき、本市においても、2010年(平成22年)に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)、翌年には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」(以下「実施計画」という。)、2016年(平成28年)に「第2次実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的に推進してきました。

しかしながら、現在の社会においては、部落差別問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する人権問題や、最近ではインターネットを利用し個人情報や差別的情報を掲載するといった問題など、人権が侵害される事象は、今なお後を絶ちません。

そのような中、部落差別の解消や障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消を目的とした個別の法整備も進み、本市では、2018年(平成30年)に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、さらなる人権教育・啓発の推進に取り組んできました。そして、近年の人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、2021年(令和3年)3月に基本指針を改定し、それに基づいて、今回、新たに第3次実施計画を策定しました。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、国内でも、不安や偏見から感染者やその家族等への誹謗中傷など人権侵害が発生しました。人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を身につけ、人権問題を自分の問題として捉え、具体的に実践していくことが大切です。

本市では、この第3次実施計画に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりの実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2022年(令和4年)__月

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と進行管理	2
4	計画の体系	2

第2章 人権全般に関する基本的施策の推進

1	人権意識の高揚を図るための施策の推進	5
2	人権擁護に資する施策の推進	8

第3章 分野別人権施策の推進

1	部落差別問題	11
2	女性の人権問題	16
3	子どもの人権問題	20
4	高齢者の人権問題	28
5	障がいのある人の人権問題	34
6	外国人の人権問題	40
7	さまざまな人権問題	43
	①インターネットによる人権侵害	
	②性的少数者の人権問題	
	③HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題	
	④犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題	
	⑤プライバシーの保護	
	⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題	
	⑦その他の人権問題	

資料編

1	世界人権宣言	49
2	日本国憲法（抄）	53
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	56
4	飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	58
5	人権に関連のある主な市の条例	59

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくために誰もが生まれながらに持っている固有の権利で、日本国憲法では基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障しています。

本市では、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)に基づき、あらゆる機会を捉えて人権教育・啓発に努めるとともに、2010年(平成22年)に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定しました。そして基本指針に基づき、翌年には「飯塚市人権教育・啓発実施計画」(以下「実施計画」という。)、2016年(平成28年)に第2次実施計画を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりを推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな局面において、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が見られ、また、社会経済情勢の急激な変化や高齢化、国際化などを背景に新たな人権問題も顕在化しています。特に、近年の通信技術などの情報関連技術の著しい進歩による情報化社会の進展は、社会生活を飛躍的に便利なものにしていきます。しかし、その一方で、インターネット上では特定の個人を対象とした誹謗や中傷、また部落差別問題や外国人、障がいのある人等に関する差別的な表現の書き込みなど、あらゆる分野の人権侵害が発生しており、その匿名性から人権を軽視した行為が大きな社会問題となっています。

そのような中、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチ¹の解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進みました。そして、本市においても、これらの差別解消に向けた法の理念にのっとり、2018年(平成30年)4月に、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

このような近年の人権を取り巻く環境の大きな変化と、2019年度(令和元年度)に実施した「飯塚市人権問題市民意識調査」(以下「意識調査」という。)の結果を踏まえ、2021年(令和3年)3月には、基本指針の改定を行いました。

そこで、このたび、改定した新たな基本指針に基づき、第2次実施計画の取り組みを検証するとともに、意識調査の結果で明らかになった課題など、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するため、第3次実施計画を策定するものです。

¹「ヘイトスピーチ」

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

2 計画の位置づけ

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定に基づき、基本指針とともに、本市における「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ための計画です。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本理念の一つ、「人権を大切にする市民協働のまち」を実現するための「第2次飯塚市総合計画」を中心とする計画体系の一環をなすものです。

3 計画の期間と進行管理

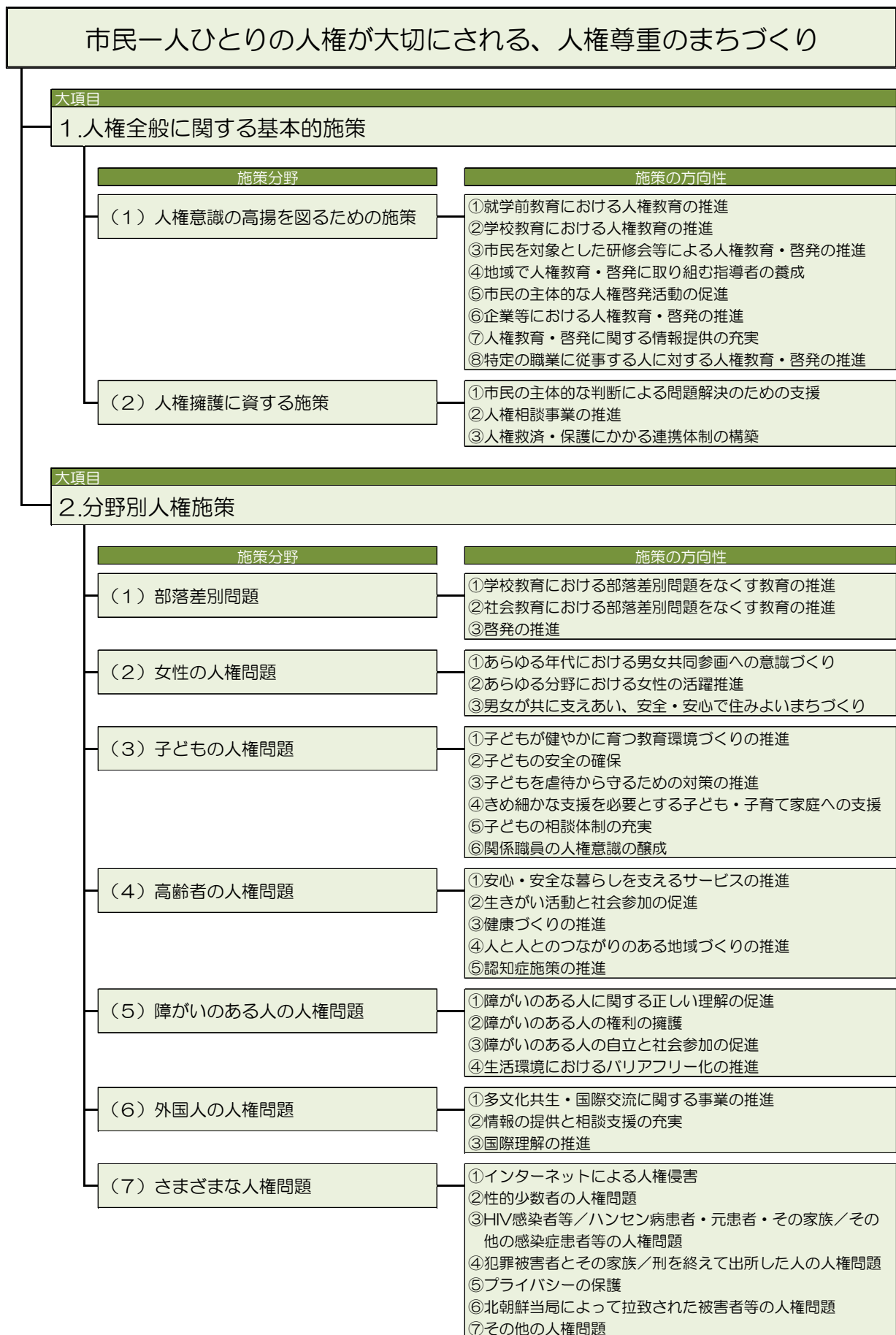
本計画の期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の急激な変化や、人権に関する制度の大幅な改正が生じた時は、必要に応じ適切な見直しを行います。

また、計画の実施状況の把握と評価については毎年度行うこととし、計画最終年度には本計画の評価を行うとともに、次期計画の取り組みの方向付けを行うこととします。

4 計画の体系

本計画では、人権全般に関する基本的施策と、基本指針において取り組むべき課題として掲げている、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の分野別人権施策について、現状と課題及び今後の方向性と取り組みを明らかにしていきます。

■計画の体系図



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsと人権について

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標です。

そこに含まれるSDGsの17ゴール(目標)・169ターゲット(達成基準)の達成に向けて、世界でも、そして国内でもさまざまな取り組みが進められています。

SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連していて、その前文には「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。また、「2030アジェンダ」には世界人権宣言や人権の保護など人権への言及も多く含まれています。

世界を変えるための 17の目標

	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
	<p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
	<p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>		<p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>		<p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>		<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第 2 章

人権全般に関する基本的施策の推進

第2次実施計画では、人権全般に関する問題における課題目標として、①人権意識の高揚を図るための施策の推進と、②人権擁護に資する施策の推進を掲げ、人権尊重のまちづくりに取り組んできました。また、意識調査の結果では、啓発事業への継続・反復した参加の有無によって、意識の違いが表れているなど、人権意識高揚のための教育・啓発は極めて重要なことです。

そのため、第3次実施計画においても、人権全般に関する基本的施策についてはこの課題目標を掲げ、継続的な施策の推進を図ります。

1 人権意識の高揚を図るための施策の推進

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆人権教育の推進
- ◆人権教育に取り組む指導者の養成
- ◆市民の主体的な人権教育に関する活動の促進
- ◆人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

II. 取り組みの現状

人権意識の高揚を図るための人権教育は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。市民や企業等を対象として開催している各種講演会や研修会については、少しずつ参加者数が増えてきている状況となっており、意識調査の結果を見ても、人権問題に対する興味や関心について、福岡県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」(以下、「県民調査」という。)に比べ、「関心がある」と回答した人の割合が高くなっていました。

また、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等の人権へのかわりが深い特定職業従事者に対しては、確かな人権意識とともに差別をなくす意志と実践力を身につけ、人権教育や啓発を地域に発信できるよう、そして主体的に学習できるよう実践のための研修に取り組んできました。

III. 課題

意識調査の結果では、人権問題に関する知識や情報を得る上で役に立っていると思うことについて講演会・研修会などを選択した人の合計が49.5%と、その有用性が評価されている一方で、講演会や研修会等への参加についての設問では、「参加したことがない」という回答が59.5%ありました。

また、市の啓発行事に「参加したことがない理由」の設問では「啓発行事の開催を知らなかった」という回答が前回調査より減少はしているものの31.7%あり、「必要と思われる内容ではなかったから」という回答は22.4%ありました。このような調査結果や参加者の意見等を参考に、周知方法の工夫や内容の充実による参加者増に努めるとともに、市民や企業等による主体的な人権学習活動の促進を図っていく必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

あらゆる差別を解消し、人権が真に尊重されるまちづくりの実現のためには、市民一人ひとりの人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠です。

そのためには、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、そして自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚することにより、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」を図っていくことが重要です。

市民一人ひとりが、人権問題に共通する普遍的理念を踏まえた人権の意識や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に行うとともに、市民の自主的・主体的な学習活動を促進するため、総合的な視点に立った人権施策を推進していきます。

(3) 課題目標を達成するための方策

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①就学前教育における人権教育の推進	●乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、子ども一人ひとりの発達の過程や生活環境等を十分に把握しながら、人権を大切に育てる就学前教育を推進します。	子育て支援課
②学校教育における人権教育の推進	●真に差別をなくしていく意志と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちを育成するため、人権が尊重される雰囲気や環境づくりを進め、学習が知識や技能を学ぶだけでなく、すべての児童生徒の可能性を伸ばすことができるよう人権や人権問題に関する教育内容等の充実を図ります。	学校教育課
③市民を対象とした研修会等による人権教育・啓発の推進	●市民一人ひとりの豊かな人権感覚を育成し、人権尊重の心を育むため、各種講演会や研修会の開催等、あらゆる場や機会を捉え人権教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
④地域で人権教育・啓発に取り組む指導者の養成	●地域で人権教育・啓発を効果的に推進するため、自治会人権推進員及び自治会長等の指導者の立場の方への研修や人材の養成を図ります。	人権・同和政策課
⑤市民の主体的な人権啓発活動の促進	●人権尊重の心を育成し、市民の交流や相互理解を促進するため、地域での懇談会等の自主的・主体的な活動を支援し、市民参画による継続的な人権啓発活動を推進します。	人権・同和政策課 まちづくり推進課
⑥企業等における人権教育・啓発の推進	●人権が尊重された働きやすい職場づくり等の実現のため、企業や事業主等に対し、関係機関と連携して人権教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課 商工観光課
⑦人権教育・啓発に関する情報提供の充実	●人権教育・啓発や学習を実施する主体者に対して、人権教育・啓発に関する知識・手法や講師・教材、活動事例の情報等について適切に支援できるよう、人権教育・啓発に関する情報の収集や提供の充実を図ります。	人権・同和政策課
⑧特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	●市職員や教職員、医療及び福祉関係者等の人権にかかわりの深い特定職業従事者に対しては、確かな人権意識とともに差別をなくす意志と実践力を身につけるための研修の充実を図ります。	人事課 学校教育課 社会・障がい者福祉課 高齢介護課

2 人権擁護に資する施策の推進

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆市民の主体的な判断・自己実現の支援
- ◆人権にかかわる総合的な相談窓口の整備
- ◆人権救済・保護にかかる連携体制の構築

II. 取り組みの現状

意識調査において、人権が侵害された経験が「ある」または「少しはある」と回答した人は、県民調査に比べて本市の方が低くなってはいるものの25.1%となっていました。そのような方々に対応するための人権にかかわる相談については、それぞれの問題について、各種行政窓口、子育てや高齢者、障がいのある人等それぞれの相談支援センターや男女共同参画推進センター(サックス)などとともに、人権擁護委員による各地区「特設人権相談所」でも対応してきました。

また、人権にかかわる総合的な相談窓口として、2020年(令和2年)には人権相談員を新たに配置し、人権啓発センター及び交流センターにおいて定期的に「人権相談出張窓口」を開設するなど、相談体制の充実を図ってきました。

III. 課題

人権が侵害された場合の対処について、意識調査の結果では、「何もせずにごまかす」や「わからない」と回答した人が合わせて約25%いた一方で、「公的機関に相談する」方は14.7%となっていました。このような結果からも、これら相談事業の市民への周知徹底を図り、利用を促すとともに、さまざまな分野における相談所との連携をさらに深め、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図る必要があります。

また、近年はさまざまな分野の課題が絡み合って人権問題も複雑化したり、複数分野の課題を同時に抱えたりするといった多様な状況もみられ、包括的な支援体制が求められています。そのためにも、人権にかかわる総合的な相談窓口でもある人権相談員による相談支援や各分野との連携体制等を充実させ、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手立てを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応を行う必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

誰もがそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会は、人権が尊重されてこそ実現されるもので、その人権は、すべての人が生まれながらに持っている大切な固有の権利で、侵すことのできない永久の権利です。

そのため、市民がそのような人権を侵害されたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、それぞれが主体的に判断し問題を解決できるよう支援を行っていきます。また、人権侵害等による救済・保護については、裁判所や法務局等によりさまざまな救済が図られていますが、裁判にはかなりの時間と労力を要するなど実効性の限界もあり、救済の必要な全ての分野を網羅できていません。併せて、総合的な人権救済の立場にもないこともあり、救済すべき事案を適切に、かつ速やかに手続に乗せていくことができるよう、人権にかかわる関係機関や国の人権擁護機関等との連携協力を推進していきます。

(3) 課題目標を達成するための方策

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①市民の主体的な判断による問題解決のための支援	●個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野での相談・支援機能の充実と相互連携をすすめます。さらに関係する他の相談機関等とも協力しあい、解決のための手立てを本人が主体的に判断できるよう、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。	人権・同和政策課
②人権相談事業の推進	●総合的な人権相談窓口でもある人権相談員による相談事業について、周知や情報提供の徹底を図ります。また、相談員の資質向上のため、研修会への参加や関係機関との情報共有等を促進し、相談機能の充実に努めます。	人権・同和政策課
③人権救済・保護にかかる連携体制の構築	●援助を必要とする市民を支援するため、相談・支援にかかわる各分野の連携を深め、権利擁護や人権侵害の予防に努めます。また、人権侵害に対する被害者救済については、適切に人権救済の手続に乗せていくことができるよう、国の人権擁護機関や特定非営利活動法人等の援助活動とも連携協力体制を構築していきます。	人権・同和政策課

第 3 章

分野別人権施策の推進

1 部落差別問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

(学校教育)

- ◆人権同和教育の推進
- ◆教職員研修会等の推進
- ◆学力向上、進路保障の推進
- ◆保護者に対する人権同和教育

(社会教育)

- ◆子どもから高齢者まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供
- ◆人権への配慮や行動につながるような学習内容及び方法の工夫・改善
- ◆各種研修会を通じて身近な地域指導者の育成

(啓発)

- ◆人権同和问题の啓発事業
- ◆広(公)報誌による啓発
- ◆啓発コーナー事業
- ◆隣保館運営事業
- ◆企業における啓発の推進
- ◆関係団体との連携・協力による啓発事業等の推進

II. 取り組みの現状

2016年(平成28年)「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、部落差別は許されないものであるという認識のもとにこれを解消することが重要であるとして、地方公共団体は相談体制の充実や教育及び啓発に努めるものとすることが定められました。

本市においても2018年(平成30年)4月に「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を先駆けて施行し、人権尊重社会の実現に向けて、さらなる人権教育・啓発の推進に努めてきました。

学校教育においては、市内小中学校への巡回訪問や校内研修の充実による教職員の指導力向上など、学校における部落差別問題をなくす教育のさらなる充実を図り、いじめや差別のない教育環境づくりに努めるとともに、学校での部落差別問題をなくす教育の取り組みを家庭や地域へ発信してきました。

社会教育及び啓発においては、市民の部落差別問題への理解を深める取り組みとして、講演会や研修会など部落差別問題に関する学習の機会提供の充実にも努めるとともに、広報紙や啓発パネルの掲示などの各種啓発事業を実施してきました。

Ⅲ. 課題

意識調査では、部落差別問題に関する現状についての回答として、「特に問題と思うことからは」と「無回答」の人を合わせると約3割の人が正確な知識・情報に欠ける状態にあるという結果でした。また、部落差別問題にかかわる意見や自身及び子どもの結婚問題に関する意識については、前回調査より改善が見られるなど、教育や啓発による一定の成果がうかがえたものの、否定的意見や忌避意識を持っている人が未だに根強く存在していることもわかりました。

今後も引き続き、学校教育や社会教育などそれぞれの学習活動の中で部落差別問題への理解を深める教育・啓発への一層の工夫に取り組んでいく必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

部落差別問題についての教育・啓発にあたっては、「人権教育・啓発推進法」や「部落差別解消推進法」に基づき、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行するなど、部落差別問題の早期解決を目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、住民票の写し等の不正取得や身元調査などの差別事象が発生し、昨今では、インターネット上の悪質な書き込みや同和地区の問い合わせといった問題も発生しています。

就学前教育を含む学校教育では、これまでの部落差別問題をなくす教育のさらなる充実強化を図るなかで、いじめや差別のない教育環境づくりに努め、学力向上及び進路保障の取り組みなど、内容に柔軟で弾力的な創意工夫と改善を加えながら展開していきます。そのためにも、正しい知識を培うための研修会等を通じた教職員の資質向上や授業内容の改善の研究、学校での取り組みを家庭や地域へ発信するなど部落差別問題をなくす教育の理解を深め、差別を許さない、そして真に差別をなくしていく意志と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちの育成に努めます。

また、社会教育及び啓発活動においては、市民が部落差別問題に対する正しい理解を深めるための学習機会の一層の充実や地域における指導者の育成、企業等に対する取り組みを積極的に推進します。

(3) 課題目標を達成するための方策

① 学校教育における部落差別問題をなくす教育の推進

教育活動を通して、豊かな人権感覚の育成を支援するとともに、教職員に対し資質向上のための研修等の充実を図ります。また、すべての児童生徒の可能性を伸ばすことができるよう学力と進路の保障に努め、学校での取り組みを家庭や地域へ発信します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 部落差別問題をなくす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 差別を許さない、そして真に差別をなくしていく意志と実践力をもった子どもたちを育成するため、教育活動や体験活動を通して計画的、効果的な部落差別問題をなくす教育を推進します。 ● 副読本²や部落差別問題に関する学習教材等の積極的な活用により教育活動の充実に向けた取り組みを推進します。 	学校教育課
② 教職員に対する研修等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 差別の現実に深く学ぶことを基本認識に据え、正しい知識を培うための学校全体での研修会の計画・実施により、教職員の研修意識の高揚と指導力の向上を図ります。 ● 特定職業従事者であるという自覚のもと、部落差別問題をなくす教育推進のための企画・立案ができる指導者を養成する講座等への教員の参加を促進します。 	学校教育課
③ 学力向上、進路保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の可能性を伸ばすことができるよう、生きる力の育成を図り、すべての子どもたちの学力向上・進路保障に努めます。 	学校教育課
④ 保護者に対する部落差別問題をなくす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 部落差別問題をなくす教育の取り組みを家庭でも理解してもらうため、保護者に対して部落差別問題をはじめとした人権問題に関する学習の機会や情報提供、授業参観日での授業公開等により、学校と家庭の連携を推進します。 	学校教育課

² 「副読本」

教科書の補助的な教材として使用する図書。

② 社会教育における部落差別問題をなくす教育の推進

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在するとしうえで、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。そして、本市においても、差別のないまちづくりを実現するため、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。部落差別問題の解決のため、これら法律や条令の周知とともに内容を正しく理解するための教育・啓発に努めます。

また、生涯にわたって、各世代に応じた多様な学習機会の提供を通して、部落差別問題についての理解と知識を深め、あらゆる場面において人権意識に根差した行動ができるような教育・啓発を進めていくとともに、地域において部落差別問題に関わる指導者の育成を図ります。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①子どもから高齢者まで発達段階に応じた多様な学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民や社会教育関係者等を対象に、あらゆる機会を捉えて、幅広い年代層やライフステージ³に応じ、部落差別問題をはじめとした人権問題に関する多様な学習機会を提供します。 	生涯学習課 まちづくり推進課
②人権への配慮や行動につながるような啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●中央公民館及び交流センターでの各種事業等に合わせ部落差別問題に対する正しい認識と理解のための研修会や資料の展示等に取り組みます。また、市民懇談会などの地域活動や講師等の支援を行います。 ●各種行事や研修会での資料・チラシ等や広報媒体について、部落差別問題をはじめとした人権への配慮を前提に、誰が見てもわかるような広報活動に努めます。 	生涯学習課 まちづくり推進課
③各種研修会を通じた地域指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における指導者育成のため、自治会人権推進員及び自治会長等への研修の充実を図るとともに、自発的学習機会の提供と地域活動の支援を行います。 	人権・同和政策課

³ 「ライフステージ」

人の生涯において、年齢にもなって変化する生活段階。

③ 啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別問題に対する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図り、主体的な行動につなげていくため、講演会やさまざまな媒体による情報の提供など、啓発事業の充実を図ります。また、企業における部落差別問題研修の支援や啓発の推進を図ります。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 部落差別問題の啓発事業	●市民の部落差別問題に対する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るための講演会や、県下一斉の強調月間に併せた啓発活動を推進します。	人権・同和政策課
② 広(公)報媒体等による啓発	●広報「いいづか」への啓発記事の定期掲載や人権週間等における啓発冊子の発行、ホームページでの発信等による啓発活動を推進します。	人権・同和政策課
③ 啓発コーナー事業	●広く市民の人権意識の高揚が図られるよう、イイツカコミュニティセンターの常設「啓発コーナー」の活用や各交流センターでの展示啓発等により、部落差別問題をはじめとした人権問題の啓発に努めます。	人権・同和政策課
④ 隣保館運営事業	●地域社会の中で、福祉の向上や部落差別問題をはじめとした人権問題の啓発における住民交流の拠点となるコミュニティ施設として、生活相談や各種講座、啓発活動、高齢者生活支援事業等を実施し、部落差別問題の啓発を推進します。	人権・同和政策課
⑤ 企業における啓発の推進	●嘉飯桂地区企業人権・同和教育啓発関係行政推進協議会との連携・協力等により、企業の社会的責任について、部落差別問題研修を通じ、公正選考採用や就職差別、えせ同和行為 ⁴ の排除等、啓発活動を推進します。	人権・同和政策課 商工観光課
⑥ 関係団体との連携・協力による啓発事業等の推進	●関係行政機関(法務局等)や人権にかかわる民間団体と連携・協力し、部落差別問題の講演会や研修会等の啓発事業を推進します。	人権・同和政策課

⁴ 「えせ同和行為」

部落差別問題の解決に寄与しているかのように装って、企業や個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為。部落差別問題に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

2 女性の人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆男女の人権が尊重される社会づくり
- ◆男女共同参画への意識づくり
- ◆男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくり
- ◆政策・方針決定過程に男女が共に参画できる環境づくり
- ◆働く場において男女が対等に参画できる環境づくり
- ◆男女が共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり

II. 取り組みの現状

本市では、「第2次飯塚市男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同社会の実現に向け、意識啓発や環境づくりなどの各種施策を推進してきました。

配偶者・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)等のあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みとして、女性のための相談事業を定期的を実施するほか、DV被害者への迅速かつ適切な支援を図るため、「飯塚市DV対策庁内連携会議」の開催により関係各課の横断的な連携を深めるとともに、警察等関係機関との情報共有と連携を図ってきました。

また、根強く残る固定的性別役割分担意識⁵とそれを反映した社会構造の解消に向け、性別・年代別に応じた男女平等、男女共同参画の視点に立った各種講座等を開催するほか、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス⁶(仕事と生活の調和)の実現等に向け、市職員や地域の事業所を対象にイクボス⁷養成研修等を開催し、意識啓発に取り組んできました。

⁵ 「固定的性別役割分担意識」

性別に関係なく個人の能力等によって役割の分担を決めることは適当であるにもかかわらず、性別を理由として役割を固定的に分ける意識。

⁶ 「ワーク・ライフ・バランス」

人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動において、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

⁷ 「イクボス」

職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ事のできる上司(経営者・管理職)のこと。

Ⅲ. 課題

日本社会では未だに性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、意識調査の結果でも、女性の人権について特に問題であると思うものとして、「職場や学校における差別的待遇」と回答した人が41.7%で最も高く、「『男は仕事で女は家事や育児』といった性別役割分担意識」も39.8%と、男女の不平等感を感じている人が多くなっていました。

このような意識の解消に向けた継続的な取り組みとともに、男女が共に仕事と家庭を両立し、女性が働き続けることができる環境づくりやさまざまな分野への参画促進などを進めることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の雇用への影響や自殺者の増加、生活不安やストレスによるDV等の増加など、特に女性への影響が深刻となっており、このようなDVをはじめとする女性の人権侵害となる行為を許さない社会風土の醸成とDV被害者やその家族が安心して暮らせるための支援が引き続き必要です。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

男女がお互いにその人権を尊重しあい、そして責任も分かち合いながら性別にかかわらずなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会を築いていくため、引き続き、「第2次飯塚市男女共同参画プラン」との整合性を図り、各種施策を推進していきます。

そのため、市民一人ひとりが男女平等や男女共同参画推進の意識を醸成するための啓発活動や教育活動を推進するとともに、社会における意思決定過程への女性の参画の促進や働く場においてその能力が十分に発揮できるような職場環境づくりのための意識啓発を推進します。

また、家庭や地域においても性別にかかわらず対等な立場で社会や家庭を担っていくために必要な教育の充実を図るため、大人だけでなく次代を担う子どもたちに対しても推進し、理解を深めていきます。

DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力については、さまざまな世代への意識啓発を一層充実させ、暴力の防止と被害者の人権を尊重しながら法律等に基づいた被害者支援に取り組むため、相談体制の充実を図ります。

(3) 課題目標を達成するための方策

① あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	●市民一人ひとりの中にある固定的な性別役割分担意識の解消のため、職場、家庭、地域などさまざまな場において、社会のしきたりや慣行の見直し等について、意識の啓発に努めます。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課 人権・同和政策課
②人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	●性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図ります。	男女共同参画推進課 学校教育課
③国際的視野に立った男女共同参画の推進	●男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範や基準の周知・浸透を図るための広報・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じ多様な文化を尊重し合い、情報提供や国際理解の普及啓発に努めます。	男女共同参画推進課 国際政策課

② あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が共にさまざまな分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた教育・啓発の取り組みを進めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①社会における意思決定過程への女性の参画の促進	●女性が活躍できる環境整備を進め、社会における意思決定過程への女性の参画の機運を高めるための啓発に努めます。	男女共同参画推進課 人事課
②働く場における女性の活躍促進	●働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方ができる環境や男女間格差の是正に向けた意識啓発を推進します。	男女共同参画推進課 商工観光課
③ワーク・ライフ・バランスの推進	●働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	男女共同参画推進課 人事課

③ 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるための啓発を推進します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①家庭における男女共同参画の促進	●男性の家事・育児・介護等への参画を推進し、男女が共に家庭生活の役割を分担できるよう、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革のための周知・啓発に努めます。	男女共同参画推進課
②地域社会への男女共同参画の促進	●地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行い、男女協働による地域コミュニティづくりや男女共同参画の視点を組み入れた防災意識の啓発に取り組みます。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課 防災安全課
③性の尊重とあらゆる暴力の根絶	●男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識を醸成するための教育・啓発に努めます。 ●女性に対するDVをはじめとするあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった市民の支援体制の充実を図ります。 ●性暴力の根絶に向けた取り組みを推進するとともに、性暴力根絶及び性暴力被害者の支援に関する市民の理解の促進を図ります。	男女共同参画推進課 学校教育課
④さまざまな困難を抱える人への支援	●男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、行政や関係団体が密接に連携した総合的な相談支援体制の充実に努めます。	男女共同参画推進課
	●性的指向 ⁸ や性自認 ⁹ (性同一性)等を理由として困難な状況に置かれている人たちへの正しい理解と人権に配慮した社会づくりのための教育・啓発に努めます。	人権・同和政策課 学校教育課

⁸ 「性的指向」

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを表すもの。

⁹ 「性自認」

自分の性をどのように認識しているのかを表すもの。

3 子どもの人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆子どもが健やかに育つ教育環境等の整備
- ◆子ども等の安全の確保
- ◆きめ細やかな支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援
- ◆子どもの相談体制の充実
- ◆関係職員の研修の充実

II. 取り組みの現状

少子高齢化による子育て世帯の減少や核家族化の進行、急速な情報化の進展など子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。本市では、このような環境の変化に対応するため、「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子ども・子育てを支援する体制の構築を目指し、子どもが健やかに育つ教育環境等の整備や地域ぐるみで子どもの安全確保を図る取り組みを進めるとともに、支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援を充実させてきました。

とりわけ児童虐待については、全国的な相談対応件数の増加や子どもの生命が奪われるなど、その防止は社会で取り組むべき重要な課題です。本市では2019年(平成31年)4月に「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を施行し、児童虐待等の子どもの人権侵害の発生予防や早期発見はもとより、その後の保護・支援対策の充実にも努めてきました。

III. 課題

意識調査の結果では、子どもの人権について、ほとんどの人が問題意識を持っている状況にあり、中でも特に問題であると思うものとして、「保護者による育児放棄や虐待」、「いじめ問題」が上位に挙がっていました。

子どもの成長発達を見守ることは、保護者だけでなく社会の責任でもあるため、子育て支援体制の整備、家庭の教育力向上など子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、地域ぐるみで子どもを育てる人権意識の醸成や人権教育・啓発の推進が必要です。

また、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっていることから、インターネットによる誹謗中傷の書き込み等の人権侵害についての情報モラル¹⁰

¹⁰ 「情報モラル」
情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

教育や、いじめ・不登校・非行等についても、子どもたちに他者を思いやる心や人権を尊重する心などを培っていくとともに、関係機関との連携を強化した対策も必要です。

そして、児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応やその後の支援に関して関係機関との連携の強化を一層図っていき、子どもや家庭に対する相談・支援体制を充実させることが重要です。

子どもの貧困問題については、家庭の経済状況が子どもの教育格差を生み、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が問題となっており、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないような対策が重要です。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

社会全体が、子どもの人権を尊重し、健やかに成長・発達することの大切さを改めて認識することが大切であり、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心などを子どもに培うことが求められています。このことから、「児童の権利に関する条約」の趣旨について、大人一人ひとりが理解を深められるよう、広報、啓発を行うとともに、子どもや子育てに関する不安・悩みの解消や、子育ての負担の軽減、さらには経済的な理由により子どもの教育の機会が奪われないための支援などに努め、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを一層充実していきます。

特に、児童虐待、いじめ等の子どもをめぐる人権侵害に対しては、子どもの人権を保護するため関係機関が連携し、一層の体制整備に努めるとともに、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取り組みを推進します。

また、子どもの人権を尊重するために、引き続き研修を通して子どもに直接かかわる職員や地域の指導者に対する人権意識の涵養に努めるとともに、子ども自身が、次世代の担い手としての責任を自覚し主体的な生き方ができるように、学校、地域、家庭が連携して、子どもたちの「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育を推進します。

(3) 課題目標を達成するための方策

① 子どもが健やかに育つ教育環境づくりの推進

一人ひとりの子どもが安全で健やかな生活を送るため、就学前教育及び学校教育環境の充実を図ります。また、子どもを取り巻く有害情報への対策や学校生活における問題行動・悩み等に対し、子どもや保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①人権を大切に する心を育て る就学前教育 の推進	●子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な乳幼児期において、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主性や協調の態度、社会性の芽生えを培う就学前教育を推進します。	子育て支援課
②子育てに関する 意識啓発	●子育てに対する市民の理解を促進するため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義などの子育てに関する啓発の充実に努めます。また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成にかかわるボランティア活動等への参加促進など、若い世代に対する意識啓発を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
③本物志向・未 来志向のひと づくりのため の教育環境の 充実	<p>(確かな学力の育成)</p> <p>●義務教育を通して一貫性と連続性のある小中一貫教育を推進し、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成、ICT¹¹活用による効果的な学習や外国語教育、キャリア教育¹²等の取り組みの充実に努めます。</p> <p>(豊かな心の育成)</p> <p>●教育活動全体を通して、人権を尊重し道徳性を養う心の教育の充実に努めるとともに、人権に関する知識や態度、実践力を身につける教育を推進します。</p> <p>(健やかな体の育成)</p> <p>●体育学習や運動部活動を通して、運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進するとともに、学校給食等を通じた食育の充実により健やかな体の育成に努めます。</p> <p>(地域とともにある学校づくりの推進)</p> <p>●学校を積極的に開放し、地域コミュニティの核としての機能を高め、地域の人材活用、伝統文化の継承や地域行事への参画等、地域とともにある特色ある学校づくりを推進します。</p>	学校教育課

¹¹ 「ICT」

情報や通信に関連する科学技術の総称で、情報技術(インフォメーション・テクノロジー)を表すITに、コミュニケーションの概念を加えたもの。

¹² 「キャリア教育」

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
④家庭や地域の教育力の向上	●家庭教育の向上を図るため、社会教育施設や子育て支援センター等の子育て関連施設、乳幼児健診や就学時健診等の保護者が集まる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。	子育て支援課 教育総務課 生涯学習課
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	●子どもに悪影響を及ぼす可能性がある有害図書や情報等から子どもを守るため、地域の関係者が連携・協働して、関係業界に対する自主的措置を働きかけるとともに、有害図書回収ポストを活用した有害環境対策の推進に努めます。	子育て支援課
	●インターネットや携帯電話の使用によりもたらされる有害情報等に子ども自身が巻き込まれない力を身につけることができるよう、メディアリテラシー ¹³ を含めた能力を高める情報モラル教育を推進するとともに、家庭や地域においても情報モラルの向上が図れるよう周知・啓発に努めます。	学校教育課
⑥いじめ・不登校・非行等対策の推進	●いじめや不登校、非行等の問題行動に対応するため、家庭児童相談員等とも連携を図りながら、スクールカウンセラー ¹⁴ やスクールソーシャルワーカー ¹⁵ 等の専門家による子どもや保護者の教育相談体制の充実に努めるとともに、いじめ・不登校問題連絡協議会や青少年問題協議会等において学校・地域・関係機関等の連携強化を図ります。	学校教育課

¹³ 「メディアリテラシー」

メディア(情報流通媒体)が提供する情報を、主体的に正しく読み解き、使いこなすための基礎的能力。

¹⁴ 「スクールカウンセラー」

学校で児童生徒や保護者の心のケアや支援を行い、教員をサポートする心の専門家。

¹⁵ 「スクールソーシャルワーカー」

教育と福祉の専門的な知識・技術を有し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等との連携など多様な方法で問題解決を支援する専門家。

② 子どもの安全の確保

地域で子どもを交通事故や犯罪から守るための取り組みを推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や安全への意識啓発に取り組みます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	●子どもを交通事故から守るため、家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策を推進するとともに、子どもや保護者を対象とした交通安全教育の実施など、交通安全に関する意識啓発に努めます。	学校教育課
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	●子どもを犯罪や事件の被害から守るため、家庭や地域、学校、警察等と連携して、犯罪情報の共有や地域でのパトロール、少年相談センター補導委員を中心とした巡回補導による非行の未然防止を図ります。	子育て支援課 教育総務課 学校教育課 まちづくり推進課
	●PTAを中心に、「こども110番の家」の設置を促進し、地域で子どもの安全を守る活動を推進します。	教育総務課 学校教育課
③子どもの防犯意識を高めるための啓発の推進	●覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、児童生徒に対し薬物乱用防止教育に努めるとともに、少年相談センター等における啓発活動を推進します。	子育て支援課 学校教育課
	●児童生徒が暴力や権利侵害から自身の身を守る方法を身につけることができるよう、子どもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。	学校教育課
④心身の被害に遭った子どもたちの保護の推進	●いじめ問題は当事者双方にしっかりと向き合い心に寄り添った対応を行うとともに、いじめや犯罪、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実に努めます。	学校教育課

③ 子どもを虐待から守るための対策の推進

関係機関との連携を図り、家庭状況の把握に努め、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等の児童虐待防止対策の推進に努めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①虐待の発生予防や早期発見のための対策強化	●健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子の把握に努め、適切な支援につなげていきます。	子育て支援課 健幸保健課
	●児童虐待が及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務など、関係機関と連携しながら情報の提供や啓発活動を推進します。	子育て支援課 人権・同和政策課
②関係機関との連携強化	●飯塚市要保護児童連絡協議会において、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携により、被虐待児童に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課
③虐待等に関する相談体制の充実	●児童養育上の問題や児童虐待、DV、家族関係等の相談について、家庭児童相談員や保健師、関係機関等が連携し、情報共有や迅速な対応に努め、総合的な相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

④ きめ細かな支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援

子どもの貧困問題をはじめ子育て家庭の状況に応じた支援について、関係機関との連携を図り、事業や制度の周知・啓発に取り組み、支援の充実に努めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①ひとり親家庭等の自立支援の推進	●ひとり親家庭の自立を支援するため、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、自立支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により総合的な自立支援の取り組みを推進します。	子育て支援課

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
②障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある子どもやその保護者等への支援については、「第3期飯塚市障がい者計画」に基づき、障がいの早期発見からその後の療育・保育・教育に係る相談・支援の充実に努めるとともに、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携強化を図っていきます。 ●幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育施設や学校において、障がいのある子どもの受け入れや配慮に努め、受け入れ後のフォロー体制の充実に取り組みます。 	社会・障がい者福祉課 子育て支援課 学校教育課
③教育の機会均等のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的な理由により、教育の機会が奪われないよう、保護者等の義務教育費の負担軽減のための就学援助について周知・啓発を図ります。 ●経済的理由で就学が困難になることなく、ひとしく教育を受ける機会を提供するため、必要な学資金を貸し付ける市の奨学金制度(一定の要件を満たせば返還が免除できる「返還免除型奨学金制度」)について、広く周知・啓発を図り、その充実に努めます。 	教育総務課

⑤ 子どもの相談体制の充実

子どもにかかわる悩みや、子育てに関するあらゆる相談、教育に関する相談について、必要な支援が受けられるよう、スクールカウンセラー等とも連携しながら相談支援体制の充実に努めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①子どもなんでも相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健康、育児、学習、養育、障がい、非行等あらゆる子育ての悩みや各種手続きに関する相談等の「子どもなんでも相談」の充実に努めます。 	子育て支援課
②子育て支援センターによる子育て相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各子育て支援センターにおいて、就学前乳幼児の保護者からの子育て、保育、幼児教育などの相談及び支援の充実に努めます。 	子育て支援課

⑥ 関係職員の人権意識の醸成

子どもに関わる関係職員に対して、正しい人権感覚や指導方法等を身につけるため、子どもの人権はもとより、部落差別問題や女性、障がいのある人、高齢者、性的少数者などあらゆる人権問題の研修に努めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①関係職員の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高い人権意識をもって子どもとかかわっていくため、市職員や教職員、児童クラブ支援員、保育士や幼稚園教諭、その他子どもにかかわる関係職員に対して、子どもの人権問題や部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の研修の充実を図ります。 	人事課 子育て支援課 教育総務課 学校教育課

4 高齢者の人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆健康づくりの推進
- ◆暮らしを支えるサービスの推進
- ◆生きがい活動と社会参加の促進
- ◆人と人とのつながりのある地域づくりの推進
- ◆認知症施策の推進

II. 取り組みの現状

少子高齢化の進行により、本市における65歳以上の高齢者人口は4万人を超え、今後ピークを迎えつつありますが、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は、全国平均を上回り、全国的に見ても高齢化が進んでいる地域となっています。

本市では、これまで「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」との整合性を図りながら、すべての高齢者が地域で互いに支えあいながら、健康かつ安心して暮らせるまちづくりを推進しており、健康づくりのための各種健康教室の実施や暮らしを支えるための情報提供、相談体制の充実に努めてきました。

また、高齢者の虐待問題等では人権擁護に関する周知・啓発を推進するとともに、認知症問題についても認知症サポーター¹⁶養成講座や認知症カフェ¹⁷の設置など、その普及啓発や相談体制、家族支援の充実に取り組んできました。

III. 課題

本市は一人暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯が全国や福岡県に比べて多くなっています。そして、意識調査の結果では、高齢者の人権について特に問題であると思うものとして「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」や「孤立して暮らす高齢者が多いこと」が世代を問わず上位に挙がっていることから、高齢者を地域で孤立させないよう見守っていく体制づくりの一層の推進や高齢者の尊厳確保、権利擁護への対策が重要となります。

¹⁶ 「認知症サポーター」

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人。

¹⁷ 「認知症カフェ」

認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加でき、安心して過ごせる集いの場所。

また、高齢者が健康で生きがいを持って生活していけるための環境整備の充実を図るとともに、高齢者に対する虐待の防止など個人の尊厳が尊重されるよう、高齢者の人権についての意識の醸成をさらに図っていく必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

高齢者が尊敬され、健康で生きがいを持って生活していけるように、高齢者の人権についての意識を高める啓発を進めていくとともに、高齢者の尊厳の確保と権利を擁護しながら、虐待や人権侵害の防止と救済を図るための相談体制の充実に努めます。

また、高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識や技能を活かし活動できる社会づくりを推進していくとともに、いきいきとした生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進していくほか、高齢者に関係する各種団体や地域住民の支え合いの意識づくり等に取り組み、高齢者を地域で見守る体制づくりにも努めます。

(3) 課題目標を達成するための方策

① 安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進

高齢者やその家族にとって生活に必要な保健・福祉・医療等について、きめ細かな情報の提供や関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。また、消費者被害や虐待防止のための啓発を図るとともに権利侵害から高齢者を守るための取り組みを進めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①総合的な情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページによる介護予防事業や高齢者福祉サービス等の情報提供とともに、各事業について広報いづかやガイドブック、パンフレット等による周知・啓発に努めます。 ●講演会や教室等の機会を活用して高齢者の健康に関する相談に対応するとともに、地域包括支援センター¹⁸においては、関係機関と連携し、総合的な相談窓口として市民のニーズに応じた適切なサービス提供を行えるよう、機能強化を図ります。 	高齢介護課

¹⁸ 「地域包括支援センター」

地域の住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関で、高齢者の総合相談窓口。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
②高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、いきいきサロン¹⁹や地域福祉ネットワーク委員会等開催時に、悪質商法や詐欺等についての情報提供や、被害防止のための消費生活知識の普及・啓発に努めます。 ●高齢者の権利を擁護するため、関係機関で実施している権利擁護事業(社会福祉協議会が実施している金銭管理等)の周知や成年後見制度²⁰の啓発に努め、利用促進を図ります。 ●高齢者への虐待防止のため、広報いづか等による知識・理解の普及や相談窓口情報等の周知・啓発を図るとともに、関係機関が連携して、高齢者の見守りや虐待の早期発見、サービス等の利用支援等、問題解決に努めます。 	高齢介護課

② 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者の趣味や交流、生きがいづくりを促進し、引きこもりや孤立の防止、かつ健康増進に努めるとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係機関と連携しながら、豊富な経験や知識、技能を活かしたボランティア活動や就労等を支援し、高齢者の活躍の場面の拡大を図っていきます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①趣味や交流・生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の外出を促し、人や地域の交流を深めるために関係機関と連携しながら、いきいきサロンや世代間交流事業等の場に参加を働きかけるなど、引きこもりや孤立の予防と健康増進を図るとともに、老人クラブ等の地域の自主的な活動組織の支援に努めます。 	高齢介護課
②高齢者の活躍場面の開発・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が豊富な経験や知識、技能を活かし、ボランティア活動を通して社会参加できるよう、社会福祉協議会ボランティアセンターの支援に努めます。また、高齢者の就業や社会参加活動を推進し、地域社会に貢献できるよう、シルバー人材センターの活動支援に努めます。 	社会・障がい者福祉課 高齢介護課

¹⁹ 「いきいきサロン」

地域で気軽に参加できる、仲間づくりや健康づくり、生きがいづくり等の活動を行う集いの場。

²⁰ 「成年後見制度」

精神上の障がい(認知症、知的障がい、精神障がい)によって判断能力の十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所により選任された人が、法律面や生活面で支援する制度。

③ 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりや介護予防に関する意識啓発を図るとともに、各種運動教室による介護予防の取り組み等、高齢者の包括的な健康増進の充実・強化を図ります。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①生活習慣病予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が身体活動の大切さを認識し、日常的に取り組めるよう運動教室等を実施するとともに運動実践に向けての周知・啓発に努めます。 	高齢介護課
②フレイル対策を含めた効果的な介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防への関心や意欲を高めるため、高齢者等が集まる身近な場で介護予防の普及啓発のための講座の実施や、「広報いいづか」等により介護予防に関する情報について周知・啓発を図ります。 ●高齢者が自らの虚弱度に気づくことができるフレイル²¹チェックの実施や、その支援を行うフレイルサポーターの養成及び活動の支援に取り組みます。 ●すべての高齢者が生活機能の維持・向上に努めるための各種教室の開催等、介護予防事業の充実を図ります。 	高齢介護課 健幸都市推進課

④ 人と人とのつながりのある地域づくりの推進

関係機関や事業者等と連携して、高齢者を地域で見守っていく体制のさらなる充実を図るとともに、高齢者の暮らしを支えるボランティア育成や活動支援に取り組みます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①地域における見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会や民生委員、自治会長と避難行動要支援者²²に関する情報を共有し、福祉委員等と連携して、平時より一人暮らし高齢者等の見守り活動を推進します。また、民間事業者(新聞配達や宅配業者・ライフライン事業者等)の業務活動を通じた見守り活動を推進します。 ●地域福祉ネットワーク委員会への支援継続により地域福祉活動の充実・強化を図るとともに、社会福祉協議会との連携により、いきいきサロンや福祉委員による見守り活動の充実にも努めます。 	高齢介護課

²¹ 「フレイル」

フレイルとは「虚弱」を意味する英語を語源とし、健康と要介護状態の間の心身ともに弱っている状態のことを指す言葉。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態になると考えられている。

²² 「避難行動要支援者」

高齢者や障がいのある人など、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難な方。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
② ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者を支える多様なボランティアを育成し、その活動を活性化させるため、社会福祉協議会のボランティアセンターの支援に努めます。 	社会・障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者がボランティア活動や再就職等の多様な選択肢の中から経験や技能、知識を活かすことができる場を見つけられるよう、「福岡県70歳現役応援センター飯塚オフィス」事業等の周知・支援に努めます。 	高齢介護課

⑤ 認知症施策の推進

認知症に対する正しい知識の普及啓発や認知症を支える地域づくりに努めるとともに、認知症予防や状態に応じたサービスの提供、相談体制や家族支援の充実に取り組みます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 認知症に対する知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、養成講座の講師を対象としたフォローアップ研修等により、さらなる知識の習得と理解促進を図ります。 ● 広報いづかや市ホームページ等の媒体を活用して、認知症に関する知識や認知症施策について周知を図り、理解促進に努めます。 ● 認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせた支援について理解できるよう、「認知症ケアパス²³」を見直しながら、具体的な支援内容や支援機関等について情報の提供に努めます。 	高齢介護課 人権・同和政策課
② 認知症予防及びケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症予防教室やその他の介護予防教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、中高年層のサークルや自主活動グループ等での教室の開催にも取り組みます。 	高齢介護課

²³ 「認知症ケアパス」

認知症を発症時から、生活上で支障が出てくる中、その進行状況にあわせ、どのような医療・介護サービスを受けられるのかを飯塚市としてわかりやすく示したもの。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
③認知症に関する相談や家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、認知症初期集中支援事業の周知・啓発や専門機関等との連携強化を推進します。 ● 認知症の人やその家族、地域住民等が交流できる場として「認知症カフェ」の開設を推進するための周知・啓発に努め、地域で認知症カフェ開設に取り組む団体等の活動を支援します。 ● 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録を促進するとともに、県の防災メールを活用し、徘徊が疑われる高齢者の早期発見・保護に努めます。 	高齢介護課

5 障がいのある人の人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆障がい者に関する正しい理解の促進
- ◆障がい者の権利の擁護
- ◆障がい者の自立と社会参加の促進
- ◆生活環境におけるバリアフリー化の推進

II. 取り組みの現状

本市では、「障害者基本法」の理念にのっとり、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の趣旨を踏まえ、障がいのある人にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を行う視点に立ち、第3期飯塚市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これまで、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消のための普及啓発活動、成年後見制度等に関する情報提供を含めた権利を擁護するための相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための環境づくりや生活環境における支援体制の充実に取り組んできました。

また、2021年(令和3年)4月には、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、すべての人が地域で支え合い共に尊重し合う共生社会を実現するため「飯塚市手話言語条例」を施行しました。

III. 課題

障がいのある人を取り巻く社会環境には、依然として物理的な障壁や制度的な障壁、偏見や差別意識等のこころの障壁など、障がいのある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

意識調査の結果でも、障がいのある人の人権について、特に問題であると思うものとして「就労保障が不十分なこと」、「バリアフリーが不十分なため外出の際に不便である」、「差別的言動などその人格が尊重されない」が上位に挙がっています。これら障がいのある人に対するあらゆる障壁を取り除き、人権が尊重されるとともに、障がいのある人が必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための施策の充実が求められています。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

障がいのある人はさまざまな物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。そのため、今後も引き続き「第3期飯塚市障がい者計画」との整合性を図りながら、各種施策を推進していきます。

また、障がいのある人に対する差別の背景には、障がいに対する理解不足、誤解と偏見が主な要因となっていることから、関係機関等と連携しながら、さまざまな機会を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発活動、障がいのある人の権利を擁護するための周知・啓発や相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。

さらに、障がいのある人が働く意思を持ちながら、就業機会の確保が進まない状況を改善するため、その確保に向けた支援や雇用促進のための啓発広報活動に努めるとともに、地域での生活を支えるため、障がいのある人を取り巻くさまざまな環境の改善に取り組みます。

(3) 課題目標を達成するための方策

① 障がいのある人に関する正しい理解の促進

あらゆる機会を通じて障がいのある人に対する理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域とともに暮らす仲間として障がいのある人を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 啓発・広報活動の充実	●障がいのある人の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。	社会・障がい福祉課 人権・同和政策課
② さまざまな障がい特性等に関する知識や理解の促進	●いまだ十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がい、難病による障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。	社会・障がい福祉課

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
③共生社会やノーマライゼーションに関する理解促進	●誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す共生社会や、障がいのある人でも障がいのない人と同様に普通の生活ができるようにするノーマライゼーション ²⁴ の理念についての啓発を推進します。	社会・障がい者福祉課
④学校での福祉教育の充実や地域での交流促進	●障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。	社会・障がい者福祉課 学校教育課

② 障がいのある人の権利の擁護

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約したりする、障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止など、障がいのある人の権利を守るための方策を推進します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①差別解消のための啓発の推進	●「障害者差別解消法」の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、教育や就労等の場における障がいを理由とした差別の解消を図ります。 ●手話に対する理解と普及を図るため、「飯塚市手話言語条例」の周知・啓発に努めます。	社会・障がい者福祉課
②社会的障壁の除去と合理的配慮の推進	●市が行うさまざまな事業の実施にあたり、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を推進します。	社会・障がい者福祉課
③相談・支援体制の充実	●障がいのある人に対する権利侵害を防止し、被害救済のための相談・支援体制の充実を図ります。	社会・障がい者福祉課
④障がいのある人に対する虐待防止の啓発の推進	●障がいのある人への虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた当事者やその養護者に対する支援の取り組みを推進します。	社会・障がい者福祉課

²⁴ 「ノーマライゼーション」

障がいのある人を特別視せず、社会の中で普通の生活を送ることが出来るような条件を整備し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるというもの。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
⑤権利擁護事業の周知・啓発の推進	●障がいのある人自身に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や権利擁護事業(社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等)の周知を図り、利用促進に向けた取り組みを推進します。	社会・障がい者福祉課

③ 障がいのある人の自立と社会参加の促進

企業や学校、地域社会等のさまざまな関係機関・団体と協働しながら、すべての障がいのある人が自らの選択によって、就労や余暇活動等の社会活動に積極的に参加できるよう、障がいのある人の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①障がいのある子どもの保育や教育相談の推進	●障がいのある子どもない子ども、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。	子育て支援課
	●就学に際して相談・支援が必要な障がいのある子どもの把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実に努めます。	学校教育課
②学校教育の充実	●すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級 ²⁵ や通級による指導 ²⁶ の充実に努めるとともに、特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流促進に努めます。	学校教育課
③障がいのある人の雇用への理解促進や普及啓発	●公共職業安定所等の関係機関と連携して、民間の事業所・企業等に対し法定雇用率の遵守等の障がいのある人の雇用への理解促進や関連法制度についての周知に努めます。	社会・障がい者福祉課

²⁵ 「特別支援学級」

障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。

²⁶ 「通級による指導」

通常の学級に在籍し、そこでの学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
④市職員採用における取り組みの推進	●障がいのある人の雇用に関し、市職員採用にあたって積極的に取り組み、法定雇用率の遵守・向上に努めます。	人事課
⑤障がいのある人に対する情報提供や理解の促進	●障がいのある人が地域の活動・行事に参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、障がいのある人に対する情報提供や理解の促進など社会的障壁を除去するための取り組みを推進します。	社会・障がい者福祉課
⑥スポーツ活動等の促進	●飯塚国際車いすテニス大会等の各種大会の開催を支援するとともに、障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努めます。	健幸都市推進課

④ 生活環境におけるバリアフリー化の推進

「障がいのある人にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザイン²⁷の視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がいのある人がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①公共施設等のバリアフリーの推進	●市民生活に密着した公共施設等の建設・改修等にあたっては、障がい者関係団体や高齢者関係団体等の意見を反映させながら、障がいのある人の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図ります。	各施設所管課
②コミュニティ交通におけるバリアフリーの推進	●コミュニティバス等において(車両を保有する運行业者と協議しながら)バリアフリー視点に基づいた改善等を推進し、障がいのある人も利用しやすいように、利便性向上を図ります。	地域公共交通対策課

²⁷ 「ユニバーサルデザイン」

あらかじめ、年齢や障がいの有無、性別、国籍等にかかわらず、すべての人に分かりやすく、利用しやすいようにデザインする考え方。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
③災害時の支援体制の確立	●福祉避難所 ²⁸ の設置や必要な用具の備蓄など、障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努めます。	社会・障がい者福祉課
④情報バリアフリーの推進	●障がいのある人が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます。	社会・障がい者福祉課
⑤市職員等の理解の促進	●市職員等に対して、障がいのある人に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、障がいのある人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。	人事課

²⁸「福祉避難所」

高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他特に配慮が必要とされる要配慮者のための避難所のことで、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

6 外国人の人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆国際交流・多文化共生に関する事業の推進
- ◆情報の提供と相談体制の整備
- ◆学校教育

II. 取り組みの現状

これまで、異なる文化や価値観の違いの認識を深め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会に向け、さまざまな施策に取り組んできました。そのような中、2019年(平成31年)3月には「国際都市いづか推進計画」を策定し、多様な文化を理解し受け入れることができる市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに向けた取り組みを推進してきました。

国際理解の推進や意識啓発として、飯塚国際交流推進協議会によるスピーチコンテストやホームビジット²⁹等の国際交流事業に取り組み、地域で暮らす外国人との交流機会の提供や異文化への理解を深めてきました。

また、外国語による施設案内板などの外国人に分かりやすい環境の整備や外国人に対する相談支援体制の充実、さまざまな行政サービス等の情報提供に取り組むとともに、国際感覚を身に付け、グローバル化に対応できる人材育成のため、オンライン英会話授業³⁰などの学校教育での実践やアメリカ合衆国サニーバール市との「中高生による海外研修事業(グローバル人材育成研修事業・姉妹都市交流事業)」の取り組みなど、相互理解の促進を図ってきました。

III. 課題

「出入国管理及び難民認定法」の改正により、外国人材の活用が全国的な広がりを見せ、本市においても、さまざまな国からの留学生や外国人技能実習生等が年々増加しています。そのような中、日本国内では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生し、その解消に向けて、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に

²⁹ 「ホームビジット」

地域で暮らす外国人と普段着感覚で交流を行う、宿泊を伴わない家庭訪問のことで、お互いの文化を受け入れ理解し、多文化共生のまちづくりを推進している事業。

³⁰ 「オンライン英会話授業」

インターネットを活用し、外国人講師とマンツーマンにより英会話を学ぶ授業。

対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。そのため、民族や文化、価値観の異なる外国人に対する差別意識や偏見を排除し、真にすべての人々の人権が尊重される社会の形成に向けて、国際人としての理解と意義を身につけていくための人権教育・啓発が必要です。

また、意識調査の結果では、外国人の人権で特に問題であると思うものとして、「施設に外国語表示などが不十分であるため、利用の際に不便であること」や「行政からのお知らせや、公的な情報が伝わりにくいこと」が上位に挙がっていることから、外国人が安心して暮らしやすくなるための情報提供のあり方や相談体制の充実について、さらに推進していく必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解し受け入れるための教育・啓発の推進とともに、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組むことが重要です。

このため、今後も「国際都市いづか推進計画」との整合性を図りながら、国際理解及び人権意識の高揚のための啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図ります。

また、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう関係機関等との連携を進め、行政サービスを含めた外国人へのさまざまな情報の提供や相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 課題目標を達成するための方策

① 多文化共生・国際交流に関する事業の推進

地域で暮らす日本人と外国人の双方にとって、安全で安心な優しく暮らしやすい地域づくりのため、異なる文化や価値観の違いの認識を深め、お互いの人権を尊重し、外国人と日本人との交流活動等を通じて、相互理解を深める取り組みを推進します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①多文化共生・国際交流事業の推進	●多文化共生・国際交流等のイベントを実施しながら、日本人と外国人との交流を推進し、相互理解の促進に努めます。	国際政策課
②多文化共生のための人権啓発の推進	●多文化共生社会の実現に向け、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための啓発活動を推進します。	人権・同和政策課

② 情報の提供と相談支援の充実

外国人に向けた行政サービス等の必要な情報の多言語での発信や、市のPR情報や看板等の表記の多言語化など、外国人が安心して暮らしやすい環境整備を図るとともに、地域に暮らす外国人の人権を擁護するため、相談体制の充実を推進します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①多言語での案内等の推進	●多言語通訳機器を活用した情報の提供や案内板等について外国人に分かりやすい多言語化を推進します。	国際政策課
②外国人に対する相談事業の充実	●外国人が地域で安心して生活できるよう、外国人相談窓口での支援の充実や関係機関での相談業務の情報提供等により相談支援体制の充実を図ります。	国際政策課
③外国人に分かりやすい情報の発信	●福祉や医療、防災、教育などの生活にかかわる行政サービスに関する多言語化での情報発信や市ホームページを含めたSNS等での発信も積極的に活用し、外国人の生活支援を図ります。	国際政策課

③ 国際理解の推進

人権尊重の精神を高め、人権を大切にするための知識や実践力を総合的に育成するとともに、国際社会の一員としての自覚を持ち、異なる文化や生活習慣、価値観を認識しながら、互いを尊重し認め合って生きていく意識と態度を培うため、国際理解教育を推進します。

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①学校における国際理解の推進	●外国語や文化の多様性についての理解を深め、英語授業や外国語活動等の国際理解教育を推進し、子どもの頃から国際感覚を身につけたグローバル化に対応できる人材育成を推進します。	学校教育課
②地域における国際理解の推進	●相互の国の伝統や文化、慣習、歴史等の学習機会の提供や交流を通して、異文化への理解を深めるよう、地域での国際理解を推進します。	国際政策課

7 さまざまな人権問題

(1) 第2次実施計画における取り組みと課題

I. 個別取り組み

- ◆エイズ等の相談・支援体制等の整備
- ◆インターネット等を利用した差別行為防止
- ◆被害者・刑を終えて出所した人の人権相談
- ◆性的少数者に対する理解促進
- ◆プライバシーの保護
- ◆北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ◆東日本大震災に起因する人権問題
- ◆その他

II. 取り組みの現状

第2次実施計画においては、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者・元患者、犯罪被害者・刑を終えて出所した人の人権問題、性的少数者に対する理解促進をはじめ北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題、東日本大震災に起因する人権問題について、その人権課題ごとの啓発週間に合わせるなどしながら、啓発冊子や広報紙、チラシ、パネル展示等により、市民への正しい理解と知識の普及や周知・啓発活動に取り組んできました。

また、インターネットの人権侵害については、利用に伴う個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための啓発や、プライバシーを保護するための個人情報保護条例の適正な運用や研修会の実施など、幅広い取り組みを行ってきました。

III. 課題

インターネットの普及と利用者の急増は、インターネットによる人権侵害をより深刻化させており、市民意識調査の結果では、特に問題であると思うものとして、「個人情報の流出を招くこと」が多くの年代で最も高く、「子どもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題」も高くなっていました。インターネットは、だれでも情報を簡単に手に入れ、手軽に情報を発信できる反面、間違った情報や悪意ある情報が簡単に掲載され、さらに誹謗中傷の書き込みをはじめとした悪質な人権侵害事案も全国で発生しています。

性的少数者の人権問題の意識調査の結果では、特に問題であると思うものについての回答として「当事者が自身の問題について相談できる人や場所が存在しないことが多いこと」、

「性的少数者の問題に関する正しい知識を得る機会がないこと」の割合が高くなっていました。このことから、当事者に対する周囲の理解が乏しい状況にあり、社会では性的少数者に対する偏見や差別が問題となっています。

HIV感染者等やハンセン病患者等、そして新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症患者等にかかわる人権問題については、正しい知識や情報の不足、誤った認識から感染者や患者のみならず、その家族や支援者、関係者等に対する偏見や差別といった人権侵害が問題となっています。

犯罪被害者とその家族・刑を終えて出所した人の人権問題については、地域社会における誤った認識や偏見によって更生への妨げや人権侵害が問題となっています。また、プライバシーの保護については、個人情報の漏洩や不正利用が全国的にも問題となっており、住民票の写し等の不正取得の問題については、本市も本人通知制度による個人の権利侵害の防止を図っているところです。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題については、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題で、その解決には、幅広い国民の理解と支持が重要となっています。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

第3次実施計画では、基本指針に基づき、以下の項目をさまざまな人権問題の課題目標とし、その基本的な方向性を定め、それぞれの問題に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校や地域、家庭、関係機関等が連携して周知・啓発活動を推進します。

① インターネットによる人権侵害

インターネット利用者の一人ひとりが、情報発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけインターネット上で誹謗中傷などを絶対にしないということの大切さを啓発し、個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。また、児童生徒やその保護者に対しては、学校教育や家庭教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

② 性的少数者の人権問題

LGBTQ³¹を含む性的少数者の方々、それぞれの人が感じている困難や関心が異なることへの理解を深められるよう「性的指向」や「性自認(性同一性)」について、また「多様な性があること」について、正しい理解が進むことで不当な差別や偏見にさらされることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた教育・啓発を推進します。

③ HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題

HIV感染症・エイズについては、性感染症予防を含め、具体的な知識や情報の提供とともに、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点から啓発を推進します。

ハンセン病については、患者・元患者・その家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう啓発を行うとともに、あらゆる機会をとらえ、さまざまな手法での情報提供により、ハンセン病に対する正しい知識と理解の普及を図ります。

新型コロナウイルス感染症などのその他の感染症等については、不正確な情報や知識、思い込みにより感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及を図ります。

④ 犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題

犯罪被害者とその家族については、犯罪被害者、その家族の立場やニーズを踏まえた支援に関し、関係機関等と連携、協力して啓発活動の推進に努めるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知を図ります。

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し啓発等に努め、人権擁護委員等による相談対応等の相談業務の周知を図ります。

⑤ プライバシーの保護

「飯塚市個人情報保護条例」に基づき、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図ります。

また、住民票の写し等の不正取得等による権利侵害を防止することを目的とした「本人通知制度」の周知・啓発を行い、制度の充実を図ります。

³¹ 「LGBTQ」

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)、クエスチョニング(自分の心の性や好きになる性が定まらない人)の頭文字を並べた言葉で、性的少数者の総称の一つ。

⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害であるとの認識のもと、拉致問題についての市民の関心や認識を深めるよう意識啓発を図り、さまざまな機会を通して正しい知識の普及や周知・啓発を推進します。

⑦ その他の人権問題

以上の人権課題のほか、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、ホームレスの人権問題、人身取引の問題、東日本大震災に起因する人権問題とともに、社会情勢の変化に伴って発生する新たな人権問題についても、それぞれ必要に応じて正しい理解と認識を深め、解決を図るための教育・啓発に努めます。

(3) 課題目標を達成するための方策

① インターネットによる人権侵害

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①インターネットを利用した人権侵害防止の啓発の推進	●個人のプライバシーや人権、名誉に関して正しい理解を深めるよう広報紙や啓発コーナー等を通して教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課
②子どもの情報モラル教育の推進	●児童生徒への情報モラル教育や保護者に対し家庭の情報モラル・マナーの向上に関する周知・啓発を推進します。	学校教育課

② 性的少数者の人権問題

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①性的少数者に対する理解促進	●「性的指向」や「性自認(性同一性)」に関する理解を深め、差別や偏見をなくすため、性の多様性について教育・啓発を推進します。また、他自治体等における性の多様性にかかわる取り組みについて、情報収集や研究に努めます。	人権・同和政策課 学校教育課

③ HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①HIV感染症やエイズについての理解促進	●関係機関と連携し、性感染症予防を含め、具体的な正しい知識や支援情報の提供とともに、互いの健康への配慮や人権の尊重など総合的な視点から啓発を推進します。	健幸保健課
②ハンセン病についての理解促進	●患者・元患者・その家族に対する偏見と差別が解消されるよう、ハンセン病に対する情報の提供や正しい知識と理解の普及を図るとともに、教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課
③新型コロナウイルス感染症等についての理解促進	●その他の感染症に関して、不正確な情報や知識、思い込みにより患者やその家族等に対する偏見や差別意識などの人権問題が生じることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及を図ります。	人権・同和政策課 健幸保健課

④ 犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①犯罪被害者に対する人権相談の推進	●犯罪被害者とその家族に対する相談や各種支援制度の案内、関係機関・団体に関する情報提供を推進します。	防災安全課
②刑を終えて出所した人の人権相談の推進	●関係機関と連携し、人権擁護委員等による相談対応や刑を終えて出所した人、その家族への相談業務の周知・啓発を推進します。	人権・同和政策課

⑤ プライバシーの保護

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①個人情報保護条例の適正な運用	●「飯塚市個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利や利益の保護を図ります。	総務課
②個人の権利の侵害の抑止や防止	●住民票の写し等の不正取得等による権利侵害を防止するため、「本人通知制度」について周知・啓発を図ります。	市民課

⑥ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 拉致問題の正しい知識の普及	● 拉致問題の解決に向けた機運が高まるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会を通して正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく周知・啓発を推進します。	社会・障がい者福祉課

⑦ その他の人権問題

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
① 正しい理解と認識を深める教育・啓発	● その他のさまざまな人権課題や社会情勢の変化に伴い新たな人権問題が発生した場合などは、それぞれの問題に対し正しい理解と認識を深めるよう必要に応じて教育・啓発に努めます。	人権・同和政策課

資料編

1 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会で採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成12年11月15日

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取り組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成12年11月28日

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取り組みに努めること。

4 飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

平成18年3月26日
飯塚市条例第140号
改正H30—10(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

(相談体制の整備)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第7条 市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月26日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

5 人権に関連のある主な市の条例

(制定年順)

条例の名称	制定年月日
飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	平成18年3月26日 (平成30年題名改称)
飯塚市個人情報保護条例	平成18年3月26日
飯塚市男女共同参画推進条例	平成19年7月10日
飯塚市の子どもをみんなで守る条例	平成30年12月28日
飯塚市協働のまちづくり推進条例	令和2年3月26日
飯塚市手話言語条例	令和3年3月31日

第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画

2022年（令和4年）__月

発行 福岡県飯塚市
企画・編集 飯塚市市民協働部 人権・同和政策課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
TEL (0948) 22-5500
FAX (0948) 22-5526
